

新法令《缺陷消费品召回管理办法》解读

在《缺陷消费品召回管理办法》出台前，中国主要对药品、儿童玩具及缺陷汽车等产品实施召回管理，对于其他消费品则主要根据《消费者权益保护法》、《产品质量法》等规定执行，没有专门的召回管理规定。随着缺陷产品召回数量的大幅上升，借鉴药品、儿童玩具及缺陷汽车等的召回经验，中国制定了一般消费品缺陷召回管理规定，加强对一般消费品质量管理，规范召回程序。

2016 年 01 月 01 日，《缺陷消费品召回管理办法》（以下简称“《办法》”）开始实施，现律师结合法律规定及实务经验，简要分析如下：

■ 法律适用

主要内容	目前，除《办法》外，已经颁布实施的召回规定还包括以下法规及相关配套规定（以下统称“《召回法规》”）： 1) 《药品召回管理办法》； 2) 《儿童玩具召回管理规定》； 3) 《食品召回管理规定》； 4) 《医疗器械召回管理办法（试行）》； 5) 《缺陷汽车产品召回管理条例》和实施办法；等。
律师提示	目前，除《缺陷汽车产品召回管理条例》属于行政法规以外，其他召回规定均属于部门规章，律师理解，《办法》与《召回法规》并无适用先后，分别适用于不同类别产品。

■ 产品范围

主要内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>消费品</b>：消费者为生活消费需要购买、使用的产品。</li> <li>■ <b>适用产品范围</b>：目前《办法》对适用产品范围实行目录管理，主要适用于目录内电子电器及儿童用具，主要包括家用电器、音视频设备等 9 类电子电器，以及儿童文具、儿童服装等 11 类儿童用品，进口消费品同样包括在内。</li> <li>■ <b>除外产品范围</b>：烟草及烟草制品、机动车产品、民用航空器、民用船舶、食品、药品、化妆品、医疗器械产品、农药制品等。</li> </ul>
律师提示	对于有上述专门的《召回法规》规定的产品，如儿童玩具等仍应按照上述规定执行；儿童用具则应按照《办法》执行。

新法令「欠陥消費財リコール管理弁法」を読み解く

「欠陥消費財リコール管理弁法」が公布されるまでは、中国では主に薬品、子供向け玩具及び欠陥自動車などの製品を対象としてリコール管理が実施されていたが、他の消費財に対しては主に「消費者権益保護法」、「製品品質法」などの規定に基づき対処され、リコール管理に関する個別規定はなかった。欠陥製品のリコール件数が大幅に増えている現状に対処すべく、薬品、子供向け玩具及び欠陥自動車などのリコール経験を参考にして、中国において一般消費財欠陥リコール管理規定が制定され、一般消費財の品質管理を強化し、リコール手続きを規範化した。

2016 年 1 月 1 日から、「欠陥消費財リコール管理弁法」（以下「弁法」という）の実施が開始されたが、筆者は法律規定及び実務経験を踏まえて、以下の通り、簡潔に分析する。

■ 適用法律

主要内容	現在、「弁法」のほか、公布・実施済みのリコール規定には、以下の法規及び関連規定（以下「リコール法規」と総称する）もある。 1) 「薬品リコール管理弁法」 2) 「子供向け玩具リコール管理規定」 3) 「食品リコール管理規定」 4) 「医療器械リコール管理弁法（试行）」 5) 「欠陥自動車製品リコール管理条例」及び実施弁法など
筆者コメント	現在、「欠陥自動車製品リコール管理条例」が行政法规に該当することを除いては、他のリコール規定はいずれも部門規則である。「弁法」と「リコール法規」には適用の優先順序はなく、製品の種類に応じて適用される。

■ 製品の範囲

主要内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>消費財</b>：消費者が生活において消費するために購入し、使用する必要のある製品。</li> <li>■ <b>適用される製品の範囲</b>：現在、「弁法」では、適用される製品の範囲については、目録管理を実施しており、主に目録内の電子電器及び子供用品に適用される（主に家庭用電器、オーディオ・ビジュアル設備などの 9 品群の電子電器、及び子供向け文房具、子供向け衣料品などの 11 品群の子供用品が含まれ、輸入消費財も同様に対象になっている）。</li> <li>■ <b>適用されない製品の範囲</b>：たばこ及びたばこ製品、原動機付き車両製品、民間航空機、民間船舶、食品、薬品、化粧品、医療器械製品、農業製品など。</li> </ul>
筆者コメント	前述の「リコール法規」で個別に規定されている製品、例えば、子供向け玩具などは依然として前述の規定に従い、実施しなければならない。子供用品は「弁法」に従い、実施しな

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 尚未列入目录的其他消费品需要召回的，可以参照办法执行。</li> </ul>
--	---

	<p>なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 目録に組み入れられていない他の消費財をリコールする必要がある場合、弁法を参照して実施することができる。</li> </ul>
--	--

### ■ 召回主体

	<p>召回主体是<b>生产者</b>，主要包括以下三种：</p>
主要内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 生产消费品并以其名义颁发产品合格证明的企业；</li> <li>2) 从中国境外进口消费品到中国境内销售的企业；</li> <li>3) 境外生产企业在我国境内设立的授权机构。</li> </ol>
律师提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 《办法》相比以往的其他召回规定，明确了生产者是承担召回义务的主体，同时明确将零部件供应商、受委托生产企业归入“经营者”，新增境外生产企业在我国境内设立的授权机构作为“生产者”。</li> <li>▪ 在“受托生产企业”被归入“经营者”的情况下，对于实践中通常发生的 OEM 情况，委托加工企业属于这里的“生产者”。</li> <li>▪ 对于销售者、租赁者、修理者、零部件供应商、受委托生产企业等经营者而言，仅有报告缺陷、协助调查及召回实施的义务。</li> <li>▪ 不能确定生产者或者生产者已被注销等原因不能依照《办法》实施召回的，由省级以上质检部门向社会发布消费预警信息。</li> </ul>

### ■ リコール主体

	<p>リコール主体は<b>製造者</b>であり、主に以下の 3 種類である。</p>
主要内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 消費財を製造し、且つ自社名義で製品合格証明を発行する企業</li> <li>2) 中国国外から消費財を輸入し、中国国内で販売する企業</li> <li>3) 国外の製造企業によって、中国国内に設立され、権利を付与された機構</li> </ol>
筆者コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 従来の他のリコール規定と異なり、「弁法」では製造者がリコール義務を負う主体であることを明確にするとともに、部品の供給業者、製造受託企業を「事業者」に組み入れることを明確にし、国外の製造企業によって、中国国内に設立され権利を付与された機構も「製造者」として新たに追加している。</li> <li>▪ 「製造受託企業」が「事業者」に組み入れられた場合、実践で通常行われている OEM では、加工委託企業がここでいう「製造者」に該当することになる。</li> <li>▪ 販売者、賃貸者、修理者、部品供給業者、製造受託企業などの事業者は、欠陥報告、調査協力及びリコール実施義務のみを負うことになる。</li> <li>▪ 製造者を特定できず又は製造者が登記抹消済みなどの原因により、「弁法」に従いリコールを実施できない場合、省クラス以上の品質検査部門が社会に向けて消費者注意喚起情報を公表する。</li> </ul>

### ■ 召回事由

	<p>存在<b>缺陷</b>，同时满足以下条件：</p>
主要内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 由于设计、制造、警示标识等原因导致的；</li> <li>2) 在同一批次、型号或者类别的消费品中普遍存在的；</li> <li>3) 不符合国家标准、行业标准中保障人身、财产安全要求的情形或者其他危及人身、财产安全的不合理的危险。</li> </ol>
律师提示	<p>上述表格中第 3) 项为《产品质量法》中对于“缺陷”的定义，《办法》增加了导致的原因以及普遍存在性两个要求，与《缺陷汽车产品召回管理条例》等规定中定义类似，使认定更加明确。</p>

### ■ リコール事由

	<p><b>欠陥</b>が存在し、同時に以下の条件を満たす。</p>
主要内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 設計、製造、警告表示などの原因で発生したものの。</li> <li>2) 同一のロット、型番又は類別の消費財において普遍的に存在するもの。</li> <li>3) 国家基準、業界基準における身体、財産の安全保障要求に合致しない場合又は身体、財産の安全を脅かすその他の不合理な危険性。</li> </ol>
筆者コメント	<p>上表における第 3) 号は、「製品品質法」における「欠陥」の定義である。「弁法」では、発生原因及び普遍的に存在することという 2 つの要件を追加しており、「欠陥自動車製品リコール管理条例」などの規定における定義と類似しているが、認定基準がさらに明確にされている。</p>

### ■ 召回程序

	<p>通常召回方式分为<b>主动召回</b>和<b>责令召回</b>两种，主动召回主要包括以下 6 个程序：</p>
主要内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 生产者或质检部门通过自身发现、第三方举报、抽查等途径发现消费品可能存在缺陷；</li> </ol>

### ■ リコール手続き

	<p>通常、リコール方式には、<b>自主的リコール</b>と<b>命令によるリコール</b>の 2 つがあり、自主的リコールでは、主に以下の 6 つの手続きを踏むことになる。</p>
主要内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 製造者又は品質検査部門による独自発見、第三者による通報、抽出検査などを通じて、消費財に欠陥が存在する可能性があることを発見する。</li> </ol>

	<ol style="list-style-type: none"> <li>2) 生产者主动或由质检部门通知开展调查分析;</li> <li>3) 生产者制定召回计划;</li> <li>4) 生产者实施召回;</li> <li>5) 生产者对召回消费品进行处理;</li> <li>6) 生产者提交召回报告。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 责令召回相比主动召回，通常需增加几个程序，责令召回的情况下，生产者可能经调查分析认为产品不存在缺陷，但无法证明，则通常在程序 3) 之前增加以下 3 个程序，其他程序均与主动召回相同： <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 省级质检部门或质检总局开展缺陷调查;</li> <li>2) 生产者对缺陷调查结果提出异议;</li> <li>3) 生产者未在规定期限提出异议或质检部门认为异议不成立，责令生产者实施召回。</li> </ol> </li> </ul>
<b>律师提示</b>	《办法》规定的召回程序，主要参考《缺陷汽车产品召回管理条例》中关于缺陷汽车召回的相关程序，但明确主要负责的政府部门为生产者所在地省级质监部门，在消费品可能存在会造成严重后果的缺陷或者影响范围较大的情况下，质检总局可直接进行调查。

	<ol style="list-style-type: none"> <li>2) 製造者が自主的に又は品質検査部門からの通知により調査・分析を行う。</li> <li>3) 製造者がリコール計画を制定する。</li> <li>4) 製造者がリコールを実施する。</li> <li>5) 製造者がリコール対象消費財を処理する。</li> <li>6) 製造者がリコール報告書を提出する。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 命令によるリコールは自主的リコールと比べて、通常、やや多くの手続きを踏むことになり、命令によるリコールでは、製造者による調査分析では製品に欠陥が存在しないと判断されたとしても、欠陥がないことを証明できないときは通常、前述の手続き 3) の前に以下の 3 つの手続きを踏む必要がある。それらを除いては、他の手続きは自主的リコールと同じである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 省クラス品質検査部門又は品質検査総局が欠陥調査を行う。</li> <li>2) 製造者が欠陥調査の結果に対して、異議を申し立てる。</li> <li>3) 製造者が所定の期限内に異議を申し立てなかった又は品質検査部門が異議申し立て事由は成り立たないと判断した場合、リコールの実施を製造者に命じる。</li> </ol> </li> </ul>
<b>筆者コメント</b>	「弁法」規定のリコール手続きは主に「欠陥自動車製品リコール管理条例」における欠陥自動車のリコール手続きを参考にしたものであるが、主な政府所轄部門は製造者所在地の省クラスの品質監督部門であり、消費財に深刻な影響をもたらす欠陥が存在する可能性がある場合又は広範囲にわたって影響をもたらす可能性がある場合、品質検査総局が直接調査できることが明確にされている。

#### ■ 召回措施

<b>主要内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 生产者应当通过报刊、网站、广播、电视等便于公众知晓的方式发布信息，告知消费者消费品存在的缺陷、避免损害发生的应急处置方法和生产者消除缺陷的措施等事项。</li> <li>▪ 生产者应当通过热线电话、网络平台等方式接受公众咨询。</li> </ul>
<b>律师提示</b>	相比其他召回规定，《办法》明确列举了发布信息的途径，并要求生产者通过热线电话、网络平台等方式接受公众咨询，更加强调生产者作为召回主体在信息发布中的重要作用。

#### ■ リコール措置

<b>主要内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 製造者は定期刊行物、ウェブサイト、ラジオ、テレビなど周知がされやすい方法で情報を公表し、消費財に存在する欠陥、損害発生防止のための緊急措置、製造者による欠陥除去措置などについて、消費者に告知しなければならない。</li> <li>▪ 製造者はホットライン、インターネットの場などで一般大衆からの相談に対応しなければならない。</li> </ul>
<b>筆者コメント</b>	「弁法」では、情報開示のための手段が明示されており、また、ホットライン、インターネットの場などで一般大衆からの相談に対応するよう要求しており、他のリコール規定よりも、製造者のリコール主体としての情報開示における重要な役割が強調されている。

#### ■ 未依法召回的处罚

<b>主要内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 《办法》并未直接规定具体的处罚内容，只是指出生产者违反《办法》规定，由产品质量监督部门按照《产品质量法》、《消费者权益保护法》、《进出口商品检验法》、《国务院关于加强食品等产品质量监督管理的特别规定》等法律法规处理。</li> <li>▪ 按照上述法规，生产者可能受到以下处罚（单处或并处）：</li> </ul>
-------------	--

#### ■ 法に依拠しリコールを実施しなかった場合の処罰

<b>主要内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 「弁法」では具体的処罰内容は直接規定されておらず、製造者が「弁法」規定に違反した場合、製品品質監督部門が「製品品質法」、「消費者権益保護法」、「輸出入商品検査法」、「食品などの製品安全監督管理強化に関する国务院による特別規定」などの法律法规により処理する旨が定められているだけである。</li> <li>▪ 前述の法規によれば、製造者は以下の処罰（単科又は併科）を受ける可能性がある。</li> </ul>
-------------	--

	1) 警告; 2) 罰款; 3) 沒收違法所得; 4) 責令停業整頓、吊銷營業執照;  5) 吊銷許可證照等。
律師提示	相比其他召回規定,《辦法》並未明確生產者未依法召回的處罰,未專門規定法律責任,而是通過指引運用其他法規的方式。

	1) 警告 2) 過料 3) 違法所得の沒收 4) 營業停止・整頓命令、營業許可證の取り上げ 5) ライセンスの取り上げなど
筆者コメント	他のリコール規定とは異なり、「弁法」では、製造者が法に依拠しリコールをしなかった場合の処罰、法的責任を個別には定めておらず、他の法規を引用する形で定めている。

■ 召回費用及其他責任

主要内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>《办法》明确生产者承担消除缺陷的费用,包括采取修正或者补充标识、修理、更换、退货等措施产生的费用。</li> <li>生产者实施召回后,不能免除依法应当承担的其他责任,如依照《消费者权益保护法》、《产品质量法》等规定应当承担的民事责任、行政责任等。</li> </ul>
律師提示	生产者承担消除缺陷的费用后,仍然可以根据与销售者、租赁者、修理者、零部件供应商、受委托生产企业等相关经营者之间的合同约定,相应追究相关过错方的责任。

■ リコール費用及びその他責任

主要内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>「弁法」では、製造者が欠陥除去費用(表示の修正・補充、修理、交換、返品などの措置により生じる費用を含む)を負う旨が明確にされている。</li> <li>製造者はリコールを実施した後、法に依拠し負わなければならないその他責任、例えば、「消費者権益保護法」、「製品品質法」などの規定により負わなければならない民事責任、行政責任などは免除されない。</li> </ul>
筆者コメント	製造者は欠陥除去費用を負担した後、販売者、賃貸者、修理者、部品供給業者、製造受託企業などの事業者との間で締結した契約約定に基づき、過失者の責任を追及することができる。

《办法》通过目录管理的方式,将消费者广为关注的家用电器、儿童服装等纳入召回管理制度内,确立了消费品召回的一般制度,这意味着消费品生产企业将承担更加明确和严格的召回义务,因此,我们建议企业建立缺陷信息收集分析处理制度,制定产品召回应对方案,以便在事件发生时及时和充分地应对。同时,随着《办法》的实施,后续,律师认为,可能出台相关的实施意见或办法,并可能对目录进一步进行扩展,律师也将持续关注。

(里兆律师事务所 2016 年 03 月 04 日编写)

「弁法」は目録管理により、消費者が広く関心を寄せている家庭用電器、子供向け衣料品などをリコール管理制度内に組み入れ、消費財リコールの一般制度を構築しており、消費財製造企業がこれまでに以上に明確な且つ厳格なリコール義務を負うことを意味するため、事件が発生した時に素早く、十分な対応できるよう、欠陥情報収集分析処理制度を構築し、製品リコール対応策を制定しておくことが望ましい。同時に「弁法」の実施に伴い、実施意見又は弁法が出され、目録管理対象製品の範囲が更に広げられる可能性があるため、引き続き動向に着目する必要がある。

(里兆法律事務所が 2016 年 3 月 4 日付で作成)